

(別紙)

京都府高等学校文化連盟 専門部協賛の手順

1 通知（5月中旬：今回）

事務局より各専門部へ通知。

2 協賛依頼（依頼時期は、必要に応じ各専門部にて判断）

各専門部から文書・メール・電話等にて企業・大学等へ依頼する。

3 「専門部協賛金申込書」・「専門部（物品）協賛申込書」等による申込み。

協賛金・物品等、該当する申込書により企業・大学等から各専門部へ申込み。

※物品協賛の場合、その金額に見合った広告掲載が可能。

4 「専門部協賛申込確認書」・「請求書」を送付

各専門部から、企業・大学等へ「専門部協賛申込確認書」を添えて「請求書」を送付する。物品の場合は、メール等にて提供のお願いをする。

※「専門部協賛申込確認書」の使用については任意とする。

5 入金確認（銀行口座振込み）及び物品の提供確認

予め、入金期限をお知らせしておき、各専門部にて企業・大学等から指定の銀行通帳への入金を確認する。

6 広告データ受取

部門プログラム掲載の広告データを受け取る。広告サイズは添付の「広告原稿サイズ」に準じる。

7 部門プログラム作成

部門プログラムへ広告データを掲載し、校了データを企業・大学等へメール送信して確認を得る。

※総合プログラムへの広告掲載はありません。

※部門プログラム校了データは、事務局へもメール送信のこと。

8 部門プログラム・「受領書」の発送

完成した部門プログラムを添えて、「受領書」を企業・大学等へ送付。物品協賛の場合は、部門プログラム送付のみ。


※事務局に受領書送り状の例あり。

(協賛依頼文書 例)

令和 年 月 日

(該当企業・大学名等) 様

京都府高等学校文化連盟

〇〇専門部会長 〇〇 〇〇 

(〇〇〇高等学校長)

京都府高等学校文化連盟〇〇専門部に対する協賛について

平素より本連盟〇〇専門部の活動につきまして御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。本専門部では、例年京都府高等学校総合文化祭〇〇部門の開催及び年間を通じて様々な活動を行っています。

つきましては、本専門部事業の一層の活動充実を図るため協賛について御協力くださいますようお願い申し上げます。また、本協賛は、京都府高等学校総合文化祭〇〇部門プログラム等へ広告掲載が可能です。

なお、御協賛いただける場合は、同封の申込書に御記入の上、本連盟専門部会長宛送付ください。

記

1 申込書送付先

京都府高等学校文化連盟〇〇専門部会長
〒〇〇-〇〇 (各専門部会長の所属校住所)

施行時、「京総文部門実施要項」「協賛取扱要領」「広告原稿サイズ」「申込書」を添付してください。

担当：〇〇 〇〇

(〇〇高等学校)

Tel

Fax

E-mail

京都府高等学校文化連盟

専門部協賛取扱要領

(目的)

第1 この要領は、京都府高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）の趣旨に賛同する企業・大学等からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の対象)

第2 協賛する専門部の事業全般に関するもの及び京都府高等学校総合文化祭部門開催を対象とする。

(協賛の方法及び特典)

第3 本連盟の各専門部は、必要に応じて企業・大学等から協賛を受けることができることとする。協賛内容は、協賛金及び物品等によるものとする。

本連盟専門部会長（以下「専門部会長」という。）は、協賛を行う企業・大学等に対し、協賛の規模に応じて、以下の内容の特典を提供する。

- (1) 協賛する専門部が開催する事業等への協賛名義の記載。
- (2) 協賛する専門部の京総文部門プログラム等への広告の掲載。
- (3) その他、本連盟が認めたもの。

(協賛金及び協賛物品の用途)

第4 提供された協賛金・物品等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 協賛金は、当該の専門部事業の活動充実及び各種発表や大会等の運営に要する経費等に充当する。
- (2) 物品等（会場提供含む）は、当該の専門部事業の活動を援助・充実を図るために使用する。

(協賛の受付期限)

第5 協賛の受付期限は、原則として令和6年12月末日とする。

(特典の提供時期)

第6 特典の提供時期は、原則として、協賛金の納付もしくは物品等の提供を当該専門部が確認した後とする。

(特典の制約)

第7 企業・大学等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(特典の有効期間)

第8 第6の規定により企業・大学等へ提供する特典の有効期間は、令和7年3月末日とする。

(申込み)

第9 協賛を希望する企業・大学等は、「専門部協賛金申込書」及び「専門部(物品)協賛申込書」(以下「協賛申込書」という。)により、当該の専門部会長に申し込むものとする。

当該専門部の京総文部門プログラムへ広告掲載を希望する場合は、広告データの受け渡しを行い、当該専門部にて部門プログラムを作成し広告掲載をする。

(適格を欠く内容)

第10 専門部会長は、申込みの内容が次のいずれかに該当するときは、協賛の申込みを受諾しない。

- (1) 特定の政治団体、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの。
- (3) 総合文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるもの。
- (4) その他専門部会長が不相当と認めるもの。

(協賛の成立)

第11 専門部会長は、申込みの内容等が前項の各号に該当しないと判断したときは、協賛申込書を提出した企業・大学等に対して、期日を定め、納付等を依頼する。

(納付等の時期)

第12 納付等を依頼された企業・大学等は、指定された期日までに納付等を行う。

なお、納付等に要する費用は原則として協賛する企業・大学等の負担とする。

(特典提供の停止)

第13 専門部会長は、協賛の企業・大学等が次のいずれかに該当すると思われるときは、特典の提供を停止することができる。

- (1) 企業・大学等の協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 企業・大学等が故意又は重大な過失により本連盟又は第三者に損害を与えたとき。

き。

(3) その他専門部会長が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき。

(協賛金等の取扱い)

第 14 前項の規定により特典の提供を停止した場合であっても、当該専門部は、企業・大学等から納付された協賛金や提供された物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第 15 協賛の企業・大学等が、次のいずれかに該当したときは、その被害者に対し、当該企業・大学等は損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、連盟又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 13 の規定による特典提供の停止を受けたことにより、連盟又は第三者に損害を与えたとき。

(免責)

第 16 協賛の企業・大学等が、第 13 の規定による特典提供の停止又は前項の規定による第三者への賠償により損害を受けた場合においても、連盟はその責めを負わない。

(その他)

第 17 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、本連盟会長が定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

【広告原稿サイズ】

A4版・モノクロ印刷

<p>1 / 8 (たて64mm×よこ91mm)</p> <p>5,000円</p>	
--	--

<p>1 / 4 (たて64mm×よこ182mm)</p> <p>10,000円</p>
--

<p>1 / 2 (たて128mm×よこ182mm)</p> <p>30,000円</p>

全面

(たて257mm×よこ182mm)

60,000円